

煙火消費許可申請チェックリスト

申請時間（受付時間）短縮を図るため、以下の注意点を確認してから申請書を提出してください。

- ☐ 1 許可申請書が3部揃っていますか。
申請（提出用）には、3部必要です。（消費場所が海域に及ぶ場合は4部必要です。）
なお、1部は申請者の控えとして許可書交付の際にお返しします。
- ☐ 2 花火の種類と数量がすべて一致していますか。
申請書（押印した1ページ目）と添付資料の種類・数量が異なっていませんか。
- ☐ 3 消費場所（地番等）はすべて記載されていますか。
消費場所の地番表示が抜けている場合や複数の消費場所があるにもかかわらず、1箇所の消費場所しか記載されていない場合などがあると、消費場所が許可証に記載されるため記載箇所以外での消費は、できないので注意してください。
- ☐ 4 18歳未満の方が煙火取扱従事者名簿に記載されていませんか。
18歳未満の方は原則として煙火の取扱ができませんので注意してください。
申請書に記載されている従事者の生年月日を確認してください。
- ☐ 5 消費場所に図面に保安距離が確保できることが分かるように、観客、建物等への距離が記載されていますか。また、観客の位置は明示してありますか。
煙火消費の許可申請の際に保安距離の確保が必要条件になりますので、煙火の種類ごとに距離関係を図面に記載してください。
- ☐ 6 立入禁止措置を行う位置を図面に記載し、実施措置についても記載してください。
消費場所に通じる道路等には、保安距離以上の地点で立入禁止措置を施し、ロープ張る、柵、見張人を置くなど、どのような方法で関係者以外の立入を禁止するのか図面に記載してください。
- ☐ 7 輸入煙火（中国花火など）を消費する場合、すべての種類の「輸入煙火明細書」を添付してありますか。
輸入煙火はそれぞれの固有名称を使用して申請書に記載していただくか、別紙にまとめて種類及び数量を記載してください。
- ☐ 8 打揚煙火を消費する場合には、打揚筒の固定方法、打揚者の防護措置に関する図面を添付してありますか。
- ☐ 9 許可申請には、手数料7,900円が必要になります。
許可された後で、消費する煙火の種類の追加あるいは許可を受けた煙火の数量増加を行うなどの場合は、再度許可申請が必要になります。